

「あなたの声」を聞かせてください

市長への手紙

市民の皆さんからの
市政に対する意見や
提案などを受け付けています。
届いた手紙は市長が読み、
関係部署で調査や検討を行い、
その結果を差出人に回答します。
この制度を活用し、あなたの声を届けてみませんか。

手紙の出し方

様式は問いません。「市長への手紙」と明記して、差出人の住所、氏名、連絡先(電話番号など)、意見や提案などを記入し、郵送、ファクスまたはホームページの専用フォームから送付してください。

市役所、旭市保健センター、海上公民館、ひかた市民センターに、専用の用紙と手紙を投函する箱が置いてあります。

注意事項

● 第三者を誹謗中傷するような内容のものは、送らないでください。

● 手紙の内容によっては、回答できない場合があります。

● 原則文書での回答になります。住所と氏名、連絡先は必ず記入してください。匿名の場合は回答できません。

● 手紙の内容は、個人が特定できないようにした上で、市の広報紙やホームページなどに掲載する場合があります。

● 手紙に書かれた個人情報を守られます。ほかの目的に使用されることはありません。

送付・問い合わせ先

〒289・2595
旭市二の2132
秘書広報課広報広聴班

☎ 62・8070
FAX 63・4946

11月は動物による危害防止対策強化月間

動物は正しく飼いましょう

動物を飼う場合には次のことに注意して、正しく飼いましょう。

- 人が犬にかまれる事故が、令和2年度は県内で175件発生しました。犬を飼う場合には、人をかむなどの事故を起こさないようにしつけ、放し飼いは絶対にやめましょう。もし飼い犬が人をかんだときは保健所へ届け出し、かんだ犬に狂犬病の疑いがないか、獣医師の検診を受けましょう。
- 犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律に定められた飼い主の義務です。
- 公園なども含め、犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制御できる人が、短い引き綱で行いましょう。
- 犬は来訪者の届かない場所で飼いましょう。また、門や玄関から犬が飛び出さないように注意しましょう。
- 猫は屋内で飼いましょう。鳴き声などによる周辺への被害を防ぎ、感染症などの危険から猫や人を守ることができます。
- 犬・猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届け出が必要です(91日齢未満の犬猫を除く)。
- 一部のサル、ヘビなどの特定動物は、法律により原則飼うことが禁止されています。
- ペットがいなくなったらすぐ探し、保健所、警察、動物愛護センターに電話などで届け出ましょう。また、迷子札を付ける、動物病院でマイクロチップを装着・登録するなどして、保護された際に飼い主が分かるようにしま



しょう。

- 動物は責任を持って最後まで面倒を見ましょう。やむを得ない事情で飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは飼い主探しを手伝っています。
- 動物愛護センターでは、定期的に「犬の飼い方・しつけ方教室」を開催しています。動物愛護やしつけ方、動物由来感染症などについて、学校、地域の勉強会に講師を派遣することもできるので、問い合わせてください。

問い合わせ先

八日市場地域保健センター(☎72-1281)
千葉県動物愛護センター(☎0476-93-5711)
市環境課環境美化班(☎62-5329)